

1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、市内全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には、大津波が襲来したことから、多数の人命が失われる。
- ・ 大型台風の襲来により、河川堤防が各地で決壊し、市内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ 近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生する。

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策、防災用設備の整備

○ 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、徳島県及び市で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

- ・ 木造住宅等の耐震化率（住宅・建築物安全ストック形成事業）

耐震化支援策実施（R1） → 100%（R2）

- ・ 各種イベント等での耐震無料相談会の開催回数

3回（R1） → 2回／年以上（R5）



○ 安全で快適な住環境を確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、「公営住宅等ストック総合改善事業」など、老朽化対策等を実施することにより、住環境の改善を図る。

○ 学校施設は、小中学校及び幼稚園の非構造部材を含めた施設の耐震対策を推進してきたところであり、引き続き、地域の避難所としての機能を果たせるよう、施設設備の安全点検及び安全対策、老朽化対策等の推進を図る。

- ・ 学校施設の耐震化率

100%（R1）

○ 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化や、自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを徳島県とともに進める。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。

○ 地震発生時の家具等の転倒による直接死や避難の遅れ等による被災を軽減するため、高齢者等の住宅の家具等を固定する転倒防止器具設置を支援するとともに、転倒防止に関する啓発を行う。

・家具転倒防止器具設置支援数（累計） 527件（R1） → 727件（R5）

○ 各種災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行い、平時においても避難への認識を高めるため、指定緊急避難場所等に災害種別表示をした、標準化されたピクトグラム標識版の設置を推進する。

・防災関連標識版の整備等 推進（R1） → 推進（R5）

自助・共助の取組強化

○ 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の組織率維持、住民参加による避難訓練の実施等により、防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

・地域防災推進員講座受講者（累計） 68人（R1） → 88人（R5）

・市内中学高校生の防災士登録者支援数（累計） 3人（R1） → 33人（R5）

・若年層等への防災啓発としての防災フェア等の開催数（累計）
2回（R1） → 10回（R5）

○ 被害を最小限に抑えることを目的に企業自ら行う取組を支援するため、事業所の耐震化、移転等に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の周知及び啓発を行う。

建築物等の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や、ブロック塀等の安全対策を支援する。

・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）（空き家対策総合支援事業）
88戸（R1） → 188戸（R5）

・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）（住宅・建築物安全ストック形成事業）
34件（R1） → 94件（R5）

防火・消火体制の整備

○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。

都市計画マスタープランの見直し

- 徳島県が策定する徳島東部都市計画区域マスタープランに沿って、本市においても、すべての人が将来にわたり安全で快適に暮らせる持続可能な都市構造の実現を目指すため、関連計画等と整合性を図りながら都市計画マスタープランの見直しを検討・実施する。

重要物流道路等の機能確保

- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。

(道路橋梁長寿命化事業)

- ・道路橋梁（主要10橋）保全整備率 50%（R1） → 100%（R5）

(道路橋梁耐震化事業)

- ・道路橋梁の耐震診断率 0%（R1） → 100%（R5）

(道路舗装修繕事業)

- ・主要市道の舗装修繕計画策定率 0%（R1） → 100%（R5）
- ・主要市道の舗装修繕率 0%（R1） → 30%（R5）

(生命線道路整備事業)

- ・生命線道路斜面（法面）調査計画策定 0%（R1） → 100%（R5）

(道路附属物健全化事業)

- ・道路照明LED化 完了（R1）
- ・主要道路標識等の調査計画策定 0%（R1） → 50%（R5）

臨時情報を活用した防災対応

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画を策定する。

- ・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定
着手（R1） → 策定・運用（R2）

- 市内小・中学校、幼稚園における対応として「臨時情報」（巨大地震警戒）発表時には、全校・園を臨時休校及び休園とし、幼児・児童・生徒の安全を確保する。

- ・『「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校・幼稚園における対応方針』の策定
完了（R1）

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう市民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、災害時要援護者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防の整備や市民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

津波避難意識の向上及び訓練の実施

- 津波からの即避難率100%を目指し、意識啓発を推進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの防災人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど、行政や大学、企業が一体となり総合的なソフト対策を推進する。

市災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域との共有を図るとともに、避難行動要支援者の個別計画作成の取り組みを一層促進する。

- ・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進

促進（R1） → 促進（R5）

津波避難路・避難場所の整備

- 高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備など、より多くの津波避難場所を確保する。

- ・ 高規格幹線道路等を活用した避難路や避難場所の整備促進・機能充実

促進（R1） → 促進（R5）

- 広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、避難場所として公園を利用する。

- 各種災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行い、平時においても避難への認識を高めるため、指定緊急避難場所等に災害種別表示をした、標準化されたピクトグラム標識版の設置を推進する。

- ・ 防災関連標識版の整備等（再掲）

推進（R1） → 推進（R5）

海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等

- 津波が想定される地域等における河川・海岸の水門、樋門の耐震対策や閉鎖作業訓練により能力の向上を図る。

（地震対策事業）

- ・ 撫養排水機場の耐震・耐津波対策の促進

工事施工中（R1） → 工事促進（R5）

津波情報伝達体制の強化

- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、テレビや携帯電話などを活用した避難情報の提供など、津波情報伝達体制の強化を図る。

- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、ハザードマップ等の地図として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、防災意識向上を図る。

建築物等の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や、ブロック塀等の安全対策を支援する。

- ・ 老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）（空き家対策総合支援事業）
（再掲）

88戸（R1） → 188戸（R5）

- ・ ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）（住宅・建築物安全ストック形成事業）
（再掲）

34件（R1） → 94件（R5）



除却前



除却後

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

臨時情報を活用した防災対応

○ 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画を策定する。

○ 地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する。

- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）
着手（R1） → 策定・運用（R2）

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<要点>

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、危機管理型水位計の整備や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、高潮防災区域図の作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

河川整備等の推進

○ 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、施設の老朽化対策を推進する。

(老朽化対策事業)

- ・公共下水道（雨水）管渠の長寿命化対策の促進 工事施工中（R1）→ 工事促進（R5）
- ・下水道ストックマネジメント計画の策定 計画策定中（R1）→ 策定完了（R5）

避難対策の推進及び事前の防災力強化

○ 気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域、洪水タイムラインの周知を推進する。

- ・洪水浸水想定区域図の見直し 3河川完了（R1）
- ・洪水タイムラインの作成 3河川完了（R1）

○ 高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図等の作成や周知、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

- ・海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進

検討（R1） → 推進（R5）

1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国等と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

- ・土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全 推進（R1）→ 推進（R4）

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を徳島県とともに推進する。

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく区域指定の周知や土砂災害警戒情報等の発表を受けての避難情報の発令等により、土砂災害の危険性の周知を強化する。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

- ・土砂災害警戒区域の指定 完了（R1）
- ・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成 完了（R1）

○ 深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。

ため池対策の推進

○ 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図等の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

- ・ 農業用ため池に関するデータベース整備・周知

着手中（R1） → 整備・周知（R2）

- ・ 防災重点ため池の浸水想定区域図作成

21池（R1） → 81池（R2）

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

大雪等に伴う孤立化対策の推進

○ 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。